

平成 30 年 5 月 30 日

食品表示法に基づく食品表示基準の一部改正に係る消費者委員会への諮問について

消費者庁では、本日、食品表示法第 4 条第 6 項の規定において準用することとされた同条第 2 項の規定に基づく食品表示基準の一部改正に係る消費者委員会への諮問を行いましたので公表します。

記

1. 諮問内容

食品表示基準の一部改正（無菌充填豆腐、防かび剤（フルジオキシニル）及びポロニアソーセージ（Mortadella Bologna（モルタデッラポローニャ）の一般的な名称））

2. 諮問に至った経緯

下記の内容を踏まえて食品表示基準を一部改正するものです。

- (1) 食品健康影響評価結果（平成 30 年 1 月 23 日府食第 34 号食品安全委員会委員長通知）を踏まえ、従来の冷蔵保存の豆腐とは別に、常温保存が可能となる無菌充填豆腐に対応した新しい表示方法が必要となるため。
- (2) 用途名と物質名の併記が義務付けられている防かび剤（フルジオキシニル）について、食品健康影響評価結果（平成 29 年 11 月 28 日府食第 766 号食品安全委員会委員長通知）を踏まえ、その使用対象食品が拡大することに伴い、新たに表示が必要となる食品があるため。
- (3) 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成 26 年法律第 84 号）に基づき、保護対象とされる予定の「Mortadella Bologna」（モルタデッラポローニャ）について、その商品の一般的な名称としてポロニアソーセージと表示ができるよう体制を整える必要があるため。

本件に関する問合せ先
（担当）消費者庁食品表示企画課
高橋、渡邊、坊、東
TEL : 03-3507-9222（直通）
FAX : 03-3507-9292